

## 家庭的保育者の要件について

## ○家庭的保育事業 [定員：5人以下]・小規模保育事業（C型） [定員：6～10人]

(平成26年10月29日 第5回子ども・子育て会議資料より抜粋)

項目	国の基準	本市の基準案	
		当初案	最終案
職員	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)、嘱託医、調理員 ＊家庭的保育者は、 <u>市町村長が行う研修を修了し、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者</u> で、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者、児童福祉法第18条の5各号及び第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者。 ＊家庭的保育補助者は、市町村長が行う研修を修了した者。 ＊調理業務を全部委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	家庭的保育者は必要な研修を修了した保育士とする	国基準どおり ※保育士に限定することにより、研修を受けた看護師や幼稚園教諭などの資格を持った者が排除されてしまうため

## ○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準&lt;第23条第2項&gt; (厚生労働省令第61号)

家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

## ○家庭的保育事業ガイドライン&lt;第6-1家庭的保育者の要件&gt;

(平成21年10月30日、雇児第1030第2号通知「家庭的保育事業の実施について」)

## 1 要件

家庭的保育者は、次に掲げる要件に該当する者

- ・次のいずれかに該当する者であって、市町村が行う研修（以下「基礎研修」という。） <sup>Ⓐ</sup>を修了した者

- (1) 保育士 <sup>Ⓑ</sup>
- (2) 看護師、幼稚園教諭、その他の者が研修（以下「認定研修」という。）を修了し、市町村長が家庭的保育者として適当と認める者 <sup>Ⓒ</sup>